

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

訓 令 ○ 三重県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令…	福利・給与課	1頁
公 告 ○ 平成26年度三重県立学校実習助手採用選考試験の実施……………	教 職 員 課	1頁

訓 令

教委訓第14号

三重県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成25年11月7日

三重県教育委員会教育長 山 口 千 代 己

三重県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程（平成17年教委訓第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び地域機関」を削り、「職員及び」を「常勤の職員、」に改め、「人権・同和教育専門員」を「人権教育専門員」に改め、「人権教育主事、社会教育主事」を削り、同条第2号中「本庁事務局」を「事務局」に、「第2条第2項」を「第2条」改め、同条第3号から第5号までを次のように改める。

(3) 本庁各課 事務局に設置されている各課等をいう。

(4) 地域機関 教育委員会組織規則第20条に規定する地域機関をいう。

(5) 所属長 本庁の各課長、総括市町教育支援・人事監及び地域機関の長をいう。

第7条第2項中「県教育委員会」を「教育委員会」に改め、同条第5項中「の規程」を「の規定」に改める。

第9条第1項中「本庁事務局」を「職員の衛生に関する事項を行わせるため、事務局」に改め、同条第4項中「規程」を「規定」に改める。

第10条第1項中「・プロジェクト」を削る。

第11条及び第12条中「検討」を「調査審議」に改める。

第22条の見出し中「事後措置」を「養護措置」に改める。

第23条中「事後措置」を「養護措置」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

平成26年度三重県立学校実習助手採用選考試験を次のとおり実施する。

平成25年11月7日

三 重 県 教 育 委 員 会

【1】 趣旨

この選考試験は、平成26年度の三重県立学校実習助手の採用にあたり、資質に富み、使命感にあふれ、心身ともに健康で意欲ある人材を選考するために実施します。

【2】 実習助手として求める人物像

- * 教育に対する情熱と使命感をもつ人
- * 実験・実習に関して専門的知識・技能をもつ人
- * 自立した社会人としての豊かな人間性をもつ人

【3】 選考種別

- 1 一般選考
- 2 障がい者を対象とした特別選考

【4】 一般選考

1 募集する校種、教科等

校 種	教 科 ・ 科 目	採用見込数
高 等 学 校	理 科	4 名
	農 業	2 名
	工 業（機械系）	3 名
	工 業（電気・電子・情報系）	2 名
	商 業	2 名

- 教科・科目区分の一つに限り受験することができます。また、受験申込後の変更は認めません。

2 申込資格

- (1) 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人
(参考：本要項【4】6(1)アの注)
- (2) 昭和29年4月2日以降に生まれた人
- (3) 校種及び教科・科目の区分ごとに、次に示す所有免許状、資格等の要件のいずれかに該当する人または平成26年3月31日までに該当する見込みの人

校 種	教 科 ・ 科 目	所 有 免 許 状 ・ 資 格 等 ※
高 等 学 校	理 科	① 理科に係る高等学校教諭普通免許状を有する人
	農 業	① 農業に係る高等学校教諭普通免許状を有する人 ② 農業に係る大学の学部・学科を卒業した人
	工 業 （機械系）	① 工業に係る高等学校教諭普通免許状を有する人 ② 工業（機械系）に係る大学の学部・学科を卒業した人
	工 業 （電気・電子・情報系）	① 工業に係る高等学校教諭普通免許状を有する人 ② 工業（電気・電子・情報系）に係る大学の学部・学科を卒業した人
	商 業	① 商業に係る高等学校教諭普通免許状を有する人 ② 商業に係る大学の学部・学科を卒業した人

※ 免許状の有効期間の満了日や、免許更新講習の修了確認期限を確認してください。

- (4) 日本国籍を有しない人も受験できます。

3 選考試験の期日及び試験会場

- (1) 期 日 平成25年12月21日（土）
9時00分から9時25分まで 受付
9時30分から11時30分まで 筆答試験、小論文
12時30分から17時頃まで 面接
- (2) 会 場 三重県津市栄町1丁目891番地 三重県吉田山会館

4 受験上の注意事項

- (1) 受験票は試験当日受付において交付します。
- (2) 試験当日は、次のものを持参してください。
筆記用具
返信用封筒（郵便番号、住所、名前を記入し、90円切手を貼った長形3号封筒）
 - ・ 電子申請により申し込んだ人は、受付で、写真（3cm×4cm、3ヶ月以内に撮影したもの）を提出してください。
 - ・ 農業、工業の受験者は関数電卓を、商業の受験者は電卓（多機能付きでないもの）を用意してください。（使用を認めるか否かは当日指示します。）
- (3) 試験当日は、必ず公共交通機関を利用してください。
- (4) 試験開始時刻に遅れた場合は受験できません。
- (5) 携帯電話等は試験会場に入る前に電源を切ってください。
- (6) 地震等の非常災害発生等により試験実施を変更する場合があります。その場合は、三重県教員採用のWebページ（<http://www.pref.mie.lg.jp/KYOSYOK/HP/>）に、非常災害時の緊急連絡等を掲載します。情報は12月19日（木）9時以降、随時更新されるので確認してください。

5 選考試験の内容及び選考方法

- (1) 試験の配点と内容

試験項目	配点	内 容
筆 答 試 験	100点	実習助手として必要な一般教養、教職教養及び教科等専門について試験を行います。
小 論 文	100点	職務に必要な思考力・判断力等について試験を行います。 (各教科・科目共通とします。)
面 接	200点	個別面接による試験を行います。

- (2) 選考方法
すべての試験項目について平均点等により定めた基準を満たす受験者の中から、総合的に選考します。
- (3) 選考結果の通知
選考試験の結果は、試験当日指定する日に合格者の受験番号を県庁玄関掲示板に掲示するほか、受験者全員に文書で通知します。また、あわせて三重県教員採用のWebページ（<http://www.pref.mie.lg.jp/KYOSYOK/HP/>）に合格者の受験番号を掲載します。
なお、受験者全員に合否とともに、試験項目ごとの得点を通知します。

6 採用及び勤務条件

- (1) 採用
 - ・ 合格者は、原則として平成26年4月1日に採用します。
 - ・ 地方公務員法第22条第1項の規定により、採用時から6ヶ月間を条件附採用とし、この間良好な成績で勤務したときに正式に採用するものとします。
 - ・ 選考試験に合格し、その後採用が内定した人であっても、次のア～ウのいずれかに該当する場合は、採用資格を失います。
 - ア 学校教育法第9条もしくは地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当することとなった場合(注)
 - イ 平成26年3月31日までに、教科・科目の区分ごとに申込要件として示された免許状、資格等を取得することができない場合。
 - ウ 日本国籍を有しない人で、在留資格（教育）を必要とする人が、平成26年3月31日までにこれを取
得できない場合

(注) 学校教育法第9条、地方公務員法第16条に定める欠格条項

- 成年被後見人又は被保佐人
- 禁錮以上の刑に処せられた者
- 教育職員免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 教育職員免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 勤務条件

- ・ 給与 三重県の公立学校職員の給与に関する条例・規則に基づいて決定します。
- ・ 勤務時間 原則として8時30分～17時00分（月曜日～金曜日） 7時間45分

7 申込手続き

電子申請の申込方法について

申込方法	下記のアドレスにアクセスし、その指示にしたがって申し込んでください。 三重県教員採用のWebページアドレス http://www.pref.mie.lg.jp/KYOSYOK/HP/ 申込にあたっては、各自のメールアドレスが必須になります。事前にメールアドレスを取得してください。携帯電話のアドレスは使用できません。 申込内容を印刷するために、プリンタが必要になります。
受付期間	平成25年11月11日（月）～同年11月28日（木）17時まで

電子申請以外の申込方法について

「三重県立学校実習助手採用選考試験申込書」に必要事項を記入のうえ、申込書を角形2号（33cm×24cm程度の大きさ）の封筒に入れ、封筒の表に「実習助手採用選考試験申込書在中」と朱書きしてください。郵送の場合は「簡易書留」としてください。

直接持参する場合は、下記の受付期間及び時間内に限ります。

申込受付期間 平成25年11月11日(月)～同年11月28日(木) 8時30分～17時
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)

なお、郵送の場合は11月28日(木)の消印有効とします。

申込先 〒514-8570 津市広明町13番地
三重県教育委員会事務局教職員課 制度・採用・免許班

【5】 障がい者を対象とした特別選考

1 募集する校種、教科等

一般選考と同じとします。

2 申込資格

一般選考の申込資格に加えて、次のすべての要件を満たす人となります。

- (1) 介助者なしに実習助手としての職務の遂行が可能の人。
- (2) 身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの人。

3 選考試験実施等について

- (1) 試験項目は、一般選考と同じです。
- (2) 試験実施にあたり配慮を必要とする場合は、申込書の所定欄にその旨を詳しく記入してください。その記載内容を確認のうえ、障がいの種類、程度に応じて試験項目の代替、免除等の措置を講じます。
- (3) 選考方法については、一般選考に準じます。選考試験の期日、試験会場、受験上の注意事項、選考結果の通知、採用及び勤務条件については、一般選考と同じです。

4 申込手続き

- (1) 電子申請の場合は、「身体障害者手帳の写し」を画像データとして添付するか、申込期間内に郵送もしくは直接持参により提出してください。電子申請以外の方法で申し込む場合は、申込書に添付して提出してください。
- (2) その他の申込手続きは、一般選考に準じます。

【6】 その他

- (1) 障がいにより、試験会場において配慮を必要とする場合は、申込書の所定欄に記入するとともに、三重県教育委員会事務局教職員課まで申し出てください。
- (2) 郵便で申込書類を請求する場合は、あて先を明記し90円切手を貼った返信用封筒（長形3号）を同封し、三重県教育委員会事務局教職員課 制度・採用・免許班まで申し込んでください。
- (3) 本要項に基づく採用選考試験についての問合せ先

三重県教育委員会事務局教職員課 制度・採用・免許班

電 話 059-224-2959

F A X 059-224-3040

Eメール kyosyok@pref.mie.jp

発行
地 番 13 町 明 広 市 津
会 員 委 育 教 県 重 三

印刷
刷 川 黒 社 資 合